

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 (職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>